平成２１年（フ）第３０５６号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番17―502号
債務者　阿部　奈々（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６０号
札幌市厚別区もみじ台東４丁目３番12号
債務者　川上　真美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６５号
札幌市白石区南郷通18丁目南６番10―310号
債務者　日向　史典
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０６６号
札幌市白石区南郷通18丁目南６番10―310号
債務者　日向　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７１号
北海道北広島市西の里北５丁目７番地２
債務者　小笠原京子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７３号
北海道恵庭市桜町１丁目７番13―102号
債務者　新田　真理
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８０号
北海道石狩市八幡４丁目９番地　第二勇仁寮３号
債務者　平村健太郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０８４号
札幌市手稲区富丘３条１丁目８番26号
債務者　布施キクヱ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９２号
札幌市西区発寒７条14丁目２番15号　メゾンフジ１号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９８号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目１番11号
債務者　小笠原輝美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０１号
札幌市北区北22条西３丁目２番８―405号
債務者　菅原えい子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１０５号
札幌市北区麻生町４丁目１番３―208号
債務者　瀧澤　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１１９号
札幌市西区西野８条５丁目７番１号　Ｎ８・５パレス202号
債務者　小林　正光
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３１号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番12―507号
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３２号
北海道江別市東野幌本町１番地の24　栄荘102号
債務者　小野　智子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３３号
札幌市北区屯田７条９丁目７番21号
債務者　水野　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４０号
北海道石狩郡当別町東町940番地１　町住362号
債務者　中野　カツ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１４３号
札幌市東区北16条東14丁目１番８―201号
債務者　宇野　裕治
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部